

ケーブルプラス電話サービスに伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

- 本規約は、知多半島ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます)、と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「約款」といいます)を承諾し、KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます)より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の提供を受けるもの間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。
- 当社及びKDDI がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

- 当社所定の工事の申し込みをする者が、本規約を承諾し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の申し込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で本規約を契約内容とする工事及び請求等に関する契約が成立します(以下「契約成立後の当該申込者」を「契約者」といいます)。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - 電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき
 - 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払を怠る恐れがあるとき
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき

第4条 設備の設置

- 契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをもって、当社がケーブルプラス電話に必要な設備を設置することについて承諾したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、全て当社又は当社の指定する業者が行うものとします。なお、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。
- 施設の設置、保守の工事を行うために必要ある時は、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入ることができるものとします。この場合において地主、家主、その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 - 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 - 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
 - 契約者は当社に無断で当社が提供した終端装置を移動、取り外し等をしてはならないものとします。
 - 契約者は当社が提供した終端装置を変更、分解、損壊また線路その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI 提供サービスに係る債権の譲渡等

- 契約者は約款の定めにより支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は当社及びKDDI が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

適用条件(料金額)

- 第4条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」といいます)は契約者負担とします。なお設置料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。ただし、工事の着手前に当該契約の解除又は工事の取り消し(以下この条文中において「解除等」といいます)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費等が支払われている時は、当社はその工事費を返還します。
- 工事完了前解除
工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
 - 決済条件
前条に基づきKDDI が当社に債権譲渡した料金(以下「利用料金」といいます)の支払い方法は、原則として口座振替にて当社に支払うものとします。
 - 延滞利息
契約者が、料金その他の債権(延滞利息を除きます)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合(1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします)で計算した額を延滞利息として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合はこの限りではありません。
 - ご請求
本利用料金は当社の債権となりますので、請求は当社からとなります。

第7条 サポート

- 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認の上、当社に申告していただき、それに基づき、当社は当社及びKDDI の設備の修理又は対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
- 前項の申告にかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社又はKDDI の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 利用の停止

- 契約者が本利用料金等の債務について、支払期日を過ぎてもなお支払わないときは、KDDI: ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話の利用が停止されることがあります。
- 当社は、前項の規定によりケーブルプラス電話の利用が停止されるときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第8条 契約の解除

- 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
- 工事費その他の債務の全部又は一部について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、またはその恐れのあるとき。
 - 契約の申し込みにあたって、故意に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
 - 契約者が当社に無断で、当社が設置した電気通信設備もしくは当社の終端装置を移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊、又はその設備に線路その他の導体を接続したとき。
 - 当社又は契約者の責に帰すことのできない事由により、当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、その代替構築が困難でサービスの継続ができないとき。
 - 契約者が、当社との契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- なお、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
- 当社は、前項の規定により本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第9条 承諾の限界

- 当社は契約者から工事その他請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が設置料金、利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求をした者に通知のうえ、承諾しないことがあります。ただし、この契約について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 個人情報

- 当社は、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱います。
- 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと
 - 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めめるために、電子メール、郵便物等を送付し、または電話すること。
 - その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を提示提供できないものとします。
 - 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第23条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものの(以下「統計資料」といいます)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第11条 債権の保全

- 当社が第4条及び第5条により譲り受けた債権の保全に際して必要と認められた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第12条 紛争の処理

- 電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第13条 定めなき事項

- 本規約に定め無き事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

附則

- 本規約は平成20年2月6日から施行します。

【別表】

第6条第1項に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建て	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

知多半島ケーブルネットワーク株式会社